

資金決済に関する法律第20条第1項及び
前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づく、

下記4種類の「旧・花とみどりのギフト券」の 払戻しは終了させていただきました。



花とみどりのギフト券

発行元：(株)日本フラワー振興協会 03-5496-0366 (平日 9:00～17:30)



まだお手元に上記4種類の「旧・花とみどりのギフト券」をお持ちの方は、
現在発行の「花とみどりのギフト券」との
交換を実施させていただきます。
専用ダイヤルまでお問い合わせください。

「旧・花とみどりのギフト券」専用ダイヤル

☎ 0120-663-779

携帯電話ご利用の場合は
0570-027-878 (有料)
(平日 9:00～17:30)

詳しくは

※「花とみどりのギフト券」取扱店店頭での交換はできません。

この券を、お持ちではないですか？

「旧・花とみどりのギフト券」 払戻し実施のお知らせ



旧 500円券



旧 500円券



旧 1000円券



旧 1000円券

以上4種類の「旧・花とみどりのギフト券」は **2010年10月31日(日)** をもちまして、商品との引き換えを終了させていただきました。それに伴い

2010年11月1日(月)～2011年1月14日(金)、この期間に払戻しを実施いたします。

弊社指定の「払戻申込書」に必要事項をご記入のうえ、未使用の「旧・花とみどりのギフト券」とともに「払戻専用封筒」にてお送りください。弊社にて所定の手続き終了後、お客様のご指定口座へ商品引換相当額を振込みいたします。(振込手数料は弊社負担)

- 払戻申出期間：2010年11月1日(月)から2011年1月14日(金) 当日消印有効
 - 郵送先：〒812-8549 郵便事業株博多支店 郵便私書箱第116号 株式会社日本フラワー振興協会宛
 - 「払戻申込書」「払戻専用封筒」ご請求方法：専用ダイヤル 0120-663-779にてご請求ください。
または、弊社ホームページ (<http://www.jfpa.co.jp>) 上にも掲載しておりますのでご利用ください。
- ※ 払戻申出期間を過ぎますと、当該手続きによる払戻しはできません。
※ 「花とみどりのギフト券」取扱店頭での払戻しはできません。
※ 有効期限の記載のある券は払戻しの対象ではありません。

詳しくは

花とみどりのギフト券

検索

「旧・花とみどりのギフト券」
払戻しに関するお問い合わせは

☎ **0120-663-779**

携帯電話ご利用の場合は
0570-027-878 (有料)
9:00～17:30 年末年始を除く

贈られた相手が、お好きな時に、お好きな花を選べる。

花とみどりのギフト券

発行元：(株)日本フラワー振興協会 03-5496-0366 (平日9:00～17:30)